

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000221 原町第一下水処理場機械濃縮機修繕工事
	履行場所	南相馬市原町区錦町三丁目地内
	種類	工事
概 要	概要	No. 1 機械濃縮機修繕 本体オーバーホール 1台 ギアボックスオーバーホール 1台 濃度コントローラ取替 1台 濃度センサ取替 1組 回転センサ取替 1組
	名称	巴工業株式会社 仙台営業所
相 手 方	代表者	所長 篠田 聡
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区一番町二丁目8番15号太陽生命仙台ビル
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本工事における、部材製作及び機器オーバーホールには製造メーカー独自の技術力を要することから、工事履行可能であるのは製造メーカーの当該業者のみであるため随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000255 農用地等災害復旧（障子口第2堰）工事
	履行場所	南相馬市小高区大田和字川原地内
	種類	工事
	概要	頭首工復旧 L=11.0m
相 手 方	名称	庄司建設工業株式会社
	代表者	代表取締役社長 庄司 岳洋
	所在地	南相馬市 原町区青葉町一丁目1番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本工事は令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災を受けた頭首工（障子口第2堰）の災害復旧工事である。障子口第2堰は、二級河川小高川に位置しており、同災害により小高川も被災を受けており、福島県相双建設事務所の発注により、庄司建設工業株式会社が河川災害復旧工事を施工中である。 本工事の施工にあたっては、福島県相双建設事務所発注の河川災害復旧工事と重複、錯綜するため、相互に密な連絡調整を図りながら一体的に施工する必要があることから、工期短縮や安全・円滑かつ適正な施工を確保するため当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000438 上真野小外構・駐車場整備工事
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字一町田地内
	種類	工事
相 手 方	名称	後藤建設工業株式会社
	代表者	代表取締役社長 後藤 英之
	所在地	南相馬市 鹿島区岡和田字沢田88番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、福島県相双建設事務所発注の道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）に伴う県道相馬浪江線・鹿島日下石線の交差点整備・新設歩道工事による学校敷地内の復旧工事である。</p> <p>当該業者は、現在施工中である道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）の実施業者であり、本工事と施工範囲が重なるほか、双方の工事管理においても迅速な対応が可能であるため、当該業者と随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020000451 南相馬市大規模乾燥調製貯蔵施設整備事業（小高区岡田）建設工事
	履行場所	南相馬市小高区岡田字山田地内
	種類	工事
概 要	概要	大規模乾燥調製貯蔵施設 建設工事 一式 ・機械棟 S造 2階建て A=1,595.05㎡ 他 ・貯留ビン（工作物） A=897.77㎡ 製造請負工事 一式 荷受設備、貯蔵乾燥設備、精選設備、糲摺出荷設備、大豆調製設備 他
	名称	ヤンマーグリーンシステム株式会社
相 手 方	代表者	代表取締役 森山 弘寿
	所在地	大阪府 大阪市北区 鶴野町1番9号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	<input type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input checked="" type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は農業用乾燥調製貯蔵施設及びその付帯設備にかかる施設建築業務であり、農業分野における特殊施設の専門的知識と同種工事の実績等を必要とするものである。 当該業者は、同様の施設の施工実績があるとともに、南相馬市入札参加資格登録業者のうち、確実な履行が見込める唯一の業者であることから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 経済部農政課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。